

禁煙外来治療補助金制度

被保険者及びご家族の健康促進・重症化予防の一環として禁煙は欠かせません。

喫煙は、100種類以上の発がん物質を含み、咽頭がんや食道がんへの罹患率を大幅に高めるだけでなく、慢性呼吸器系疾患、動脈硬化、脳梗塞、糖尿病などの要因となります。

当健保組合では、みなさんの禁煙を積極的にサポートするため、一定の条件を満たした場合に禁煙費用の補助を行います。「禁煙したいけどきっかけが…」という方はぜひご活用ください。

1 補助の対象者

次の①～③の全てに該当する方

- ① 20歳以上の被保険者、被扶養者（任意継続者は除く）
- ② 健康保険適用の禁煙外来治療を受診した方
- ③ 禁煙外来治療終了時において被保険者、被扶養者である方

2 補助内容

健康保険適用となる禁煙外来治療に要した医療費
(禁煙外来治療終了証発行費用含む)

3 補助金額

自己負担額（ただし、上限20,000円）

4 申請方法

禁煙外来治療を行っている医療機関にて3ヶ月間のプログラムを終了し、以下の書類を揃えて当健康保険組合に申請してください。

なお、申請は一人1回限りとなりますので、禁煙が成功した場合に申請してください。

- ① 禁煙外来治療補助金申請書
- ② 領収書（通院した5回分全て）
 - ②-1 受診者名義のもの
 - ②-2 「禁煙外来治療」と記載されたもの
- ③ 禁煙外来治療終了証
 - ③-1 医療機関の押印があるもの
 - ③-2 医療機関に所定の様式がない場合（当組合の様式を使用）



5 禁煙治療について

2006年4月より禁煙治療に健康保険が適用されるようになりました。

そこで、施設基準を満たした施設において、患者基準を満たす患者さんに対して、12週間に5回の禁煙治療に健康保険が適用されます。

なお、禁煙治療では、貼り薬や飲み薬を使ってご自分でされるよりもずっとラクに、そして、確実に禁煙をすることが可能です。

(1) 禁煙外来治療に健康保険が適用される方

以下の要件をすべて満たした方のみ、12週間に5回の禁煙治療に健康保険が適用されます。

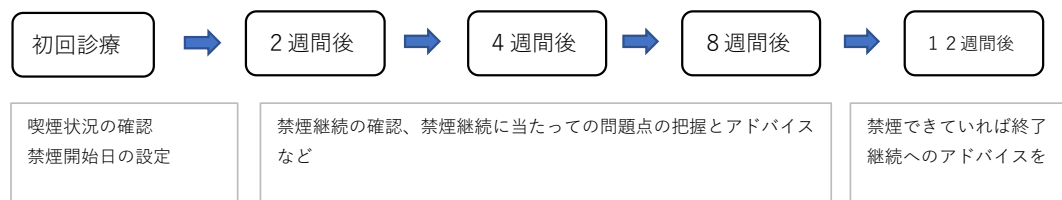
- ① ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で5点以上、ニコチン依存症と診断された方
- ② 35歳以上の場合、ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の方
- ③ 直ちに禁煙することを希望されている方
- ④ 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

(2) 禁煙外来治療の内容

健康保険を使った禁煙治療では、以下のような内容の治療を受けることができます。

- ① ニコチン依存度の判定（問診などによってどれだけニコチンに依存しているか判定します）
- ② 呼気一酸化炭素濃度測定（吐く息がたばこによってどのくらい汚れているか検査します）
- ③ ニコチン依存度に合わせた処方（状況によって貼り薬や飲み薬を処方します）
- ④ 禁煙に対するアドバイス（禁煙を楽にできるためのコツをお伝えしたり、禁煙に対する想いや不安を聴取します。施設によっては専任の看護師がカウンセリングを行います）

※ 禁煙外来治療のスケジュール



(3) 禁煙外来治療を受診するためには

禁煙外来治療を実施している施設を探しましょう。

禁煙外来治療は、時間がかかることが多いため完全予約制の施設もありますので、まずは、電話で確認をしましょう。

(4) 禁煙外来治療を実施している医療機関

- [すぐ禁煙.JP](#)
- [日本禁煙学会](#)